

視 察 ・ 調 査 報 告 書
＜文教厚生委員会＞

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）閉会中

令和8年5月21日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会視察・調査報告書

視察・調査日時

令和8年5月21日 木曜日（1日）

視察・調査場所

那覇市

視察・調査事項

- 1 子ども及び若者の福祉について（沖縄県中央児童相談所について）

視察・調査概要

別紙のとおり

参加委員（10人）

委員長	新垣	新
副委員長	松下	美智子
委員	新垣	善之
委員	新里	匠
委員	小渡	良太郎
委員	比嘉	忍
委員	米須	清一郎
委員	山里	将雄
委員	西銘	純恵
委員	平良	識子

議会事務局（2人）

議会事務局政務調査課主幹	金城	希
議会事務局政務調査課主査	翁長	賢士

別紙（視察・調査概要）

1 調査事項：沖縄県中央児童相談所について

（1）現場視察

概要説明の前に、中央児童相談所の管理棟、一時保護所の視察を行った。本会議や委員会で取り上げられていた急激な職員増に伴う執務室の狭隘化について、現状を確認した。会議室を執務室に転用せざるを得ないなど、手狭な環境で業務に当たっている実態を視察した。

（2）中央児童相談所長による概要説明

○児童相談所の役割と管轄の状況

児童の福祉と健全な成長を支えるため、児童虐待の防止、それに伴う相談対応、心理判定、一時保護など様々な支援を行っている。

沖縄県内に2か所ある児童相談所のうち、中央児童相談所は、県内21市町村（うち離島が多数）を管轄しており、管轄人口は約84万人（県全体の約6割）に上る。そのうち児童相談所が対応する18歳未満の児童は、約16万人弱となる。

政令で定める望ましい管轄人口の基準は、「おおむね50万人以下」とされているが、現状はそれを大きく上回る80万人規模となっており、全国的に見てもこのような大規模な児童相談所は約16%しかない。

○主な機能と一時保護の逼迫状況

児童相談所の機能は主に、市町村に対する援助、相談、一時保護、措置（施設入所等）の4つである。

施設内での一時保護、児童養護施設や里親への委託保護を含めると、恒常的に50名前後の一時保護を抱えている。

保護する子どもや保護者との面談等に多大な時間を要しており、負担軽減に努めているものの、数の多さから対応に苦慮している実態がある。

○組織体制と施設の狭隘化

現在、会計年度任用職員や嘱託医を含め141名の職員体制で業務に当たっている。外部の弁護士と契約して法的な助言を得ているほか、学識経験者等の専門家の活用や、子どもの意見を聴取するアドボケイト（代弁者）も週1回導入している。

職員数の急激な増加に伴い、施設内は著しく狭隘化しており、会議室や中庭を執務室に転用するなど厳しい環境での業務を余儀なくされている。

○相談・虐待件数の急増とその背景

相談件数、特に虐待対応件数は平成30年以降急激に増加している。

増加の主な要因として、「189（いちはやく）」のダイヤル無料化による認知拡大、マスコミ報道の影響に加え、警察との連携が強化されたことが挙げられる。

特に、夫婦げんかなどを子どもに見せる面前DV（心理的虐待）について、警察からの通告が非常に多くなっており、細かな事案も拾い上げて対応するため業務量が膨大になっている。

○業務負担の増加と職員の疲弊

通告増に伴う一時保護の増加や保護の長期化に加え、親が保護に同意しない場合の家庭裁判所への申立て（司法審査）の対応など、業務の難度と負担が増している。

夜間（ホットライン）や休日も職員が電話当番を行い、必要に応じて緊急で一時保護を行うなど365日体制で対応しており、職員の心身の疲弊や負担感が深刻な課題となっている。

組織の巨大化により所長・班長等のマネジメントが困難になっているほか、新人職員に対する十分な研修体制が組めないという課題も抱えている。

○児童相談所の適正規模と今後の在り方

相談事案の約3～4割を那覇市が占めている。中核市である那覇市に児童相談所が設置されれば、管轄人口が適正規模（50万人前後）に近づくだけでなく、支援のスピード感という面でも大きなメリットがあると説明があった。

市町村（基礎自治体）は、住民基本台帳や世帯構成、各種福祉サービス、保育園・保健所などの情報を直接持っている。県（児童相談所）が対応する場合は市町村への情報照会等でワンクッション置く必要があるが、市が児童相談所を設置すれば、情報連携や支援の構築がスムーズになり、子どもへの迅速な対応が可能になるとの考えが示された。

（3） 質疑応答

Q 県において児童相談所の在り方について調査することであるが、その進捗状況はどうか。施設の狭隘化、業務量の増加等から、那覇市が設置することも含め、新たな児童相談所の設置が必要と考えるが、県の考えはどうか。

A 本庁を中心に、沖縄県の児童相談所の在り方については、調査や市町村との意見交換等を通して、これから議論を深めていくところである。

現在、児童福祉司、心理司等の配置は足りていない状況にあり、虐待

件数等によって配置基準も変わることから、今後相談件数によっては、当所を2つに割っても問題が改善されるのかどうかというところ。那覇市が設置すること等を含め、こういった形が適切なのか、本庁も含めこれから検討を進めていく。

Q 市町村との協議体または協議の場はあるのか。緊急的事案については県が行うとして、市町村もある程度業務を担うようなシステムづくりが必要ではないか。

A 要保護児童対策地域協議会（要対協）が設置されており、児童相談所、市町村、学校、保育所等が参加している。また、実務者・代表者会議があり、県と市町村との連携についての意見交換を行う仕組みは整っている。また、現時点でも市町村が対応している部分も多くある。

他府県では、ランクづけをして県・市町村で役割分担をしているところもあるが、そこに至るまでには市町村との事前の協議が重要である。ただ、役割を意識するあまり、子どもや保護者に負担があってはいけないので、支援の役割分担をどう整理していくかが今後の課題である。

Q 職員1人当たりの担当件数はどのくらいか。全国平均はどれくらいか。また、相談件数が増え続けている要因は何か。

A 地域支援の担当で約45～50件だが、警察等からの通告など初期対応の担当者は100件を超える。自立支援班の担当者も60件程度持っている。国の目安としては、児童福祉司の配置基準の関係で、虐待相談件数に比べ高い水準にある。

増加の要因は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を含めた児童虐待に対する認知拡大、それに伴う一般からの通報の増加、面前DVや心理的虐待に対する警察等関係機関からの通告が増えているためと考える。

Q 一時保護が最長となったケースの期間と背景は。また、職員の研修体制は十分か。

A 一時保護の最長期間は、昨年では1年程度のケースがあった。一時保護が長引く理由としては、一時保護に保護者が反対する場合、2か月を超えるときは家庭裁判所へ延長申立てを行うが、それが認められるケース。また、施設措置を検討する事案で保護者の意に反する場合、家庭裁判所に承認を得る必要があるが、それが長期間となる場合などである。

研修については、外部機関や県外の研修に可能限り参加させているが、新人・中堅といった体系的な研修を十分に行う余裕がないのが現状であり、大きな課題の一つと認識している。

Q 管轄人口80万人超は、全国基準（50万人）から見ても大き過ぎる。県として今後の在り方の調査や国からの指導はあるか。

A 今年度、こども未来部こども家庭課で約2200万円の予算を計上し、外部業者に委託して「児童相談所の今後の在り方」に関する調査を実施する予定である。

国からは法令上、管轄は50万人規模が望ましいとされている。なお、人口1000人当たりの児童虐待対応件数で見ると、沖縄県は全国7位。また、単純に都道府県人口を児童相談所の数で割ると、千葉県が1位、沖縄県は2位であるが、千葉県は10月に児童相談所を新たに開設するため、今後沖縄県が1位になる見込みである。規模感として、沖縄県は、1つの児童相談所が抱える管轄人口が大きい状況である。

Q 施設内に子ども用の意見箱があったが白紙が置かれているだけだった。もっと子どもが意見を書きやすい工夫をすべきではないか。

A 意見箱は2種類設置されており、子どもたちが職員への意見を記入する様式（色紙）と、外部のアドボケイト（代弁者）と面談するための予約表（白紙）に分けている。子どもたちがより気軽に声を上げやすい様式や環境の工夫については、御指摘を受け止めて検討していきたい。

Q 施設が狭く職員の疲弊も深刻だ。専門性が必要な業務であるので、会計年度任用職員（臨時職）ではなく、国基準を満たす正規の職員配置で国の基準を満たすように強く求めるべきでは。

A 会計年度任用職員であっても、心理司や福祉司など、職種にあった専門資格を有する方を配置するよう工夫している。職員の定数や配置については本庁と協議を続けており、引き続き県議会からの後押しや御協力をお願いしたい。

Q 千葉県野田市の虐待死事件などを踏まえ、親の親権よりも子どもの命を徹底して守るべきだ。親権停止などの強い措置についての所見は。

A 当所としても過去の事件を重く受け止めている。子どもの「親に対する気持ち」には丁寧に寄り添う必要があるが、子どもの命に関わる最悪の事態を防ぐため、市町村や警察と連携し、日々のケースに対応している。親権に関しては非常に難しい問題であるが、必要に応じて弁護士の助言も受けながら、適切な対応を行っていく方針である。

